

# 社会福祉法人つくし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示及び理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、つくし会旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会に出席した場合

	費用弁償額
理 事	5,000円
監 事	5,000円

(2) 評議員会に出席した場合

	費用弁償額
評 議 員	10,000円
理 事	5,000円
監 事	5,000円

(3) 監事会及び監査等に出席した場合

	費用弁償額
監 事	5,000円
理 事	5,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成31年2月8日改正同日施行。